

協働の指針

検討部会まとめ

目次

第1章 指針策定の趣旨	1
指針策定の背景・目的	1
第2章 現状と課題	2
阪南市	2
自治会	2
市民公益活動団体	3
市職員	3
第3章 目指すべき協働	5
協働の定義・考え方	5
協働の原則	5
協働の担い手・パートナー	6
協働のカタチ	7
第4章 協働によって期待される効果・成果	8
第5章 協働を進めるための取り組み	9
第6章 担い手の役割	11
第7章 協働の手法	12

第1章 指針策定の趣旨

【 指針策定の背景・目的 】

- ◆ 阪南市では、平成23(2011)年に改訂した「阪南市市民公益活動推進に関する指針」に沿って、様々な市民公益活動の推進に努めており、その結果、市内には数多くの市民公益活動団体が生まれ、また、市民公益活動団体を支援する仕組みとして市民活動センターの設立など、地域や社会の困りごとの解決に向け取り組んでいます。

- ◆ 「阪南市自治基本条例」が施行され10年が経過する中、平成29(2017)年には阪南市自治基本条例推進委員会より、協働の推進を含む条例見直しの提言を受け、「協働の推進」の条文を追記する改正を行っています。

- ◆ 近年の人口減少や少子高齢化等の社会構造の変化により、市民の生活が多様化・複雑化し、行政だけでは解決できない課題が多く生じてきています。

- ◆ こうした課題の解決に向け市民、市民公益活動団体、自治会、NPO法人や行政など多様な主体が互いに認め合い、高め合いながら取り組んでいく必要があります。

- ◆ これまでの指針に盛り込まれていた行政における市民公益活動の推進だけでなく、協働の担い手やパートナーと一緒に作り上げるまちづくりを目指し、それを支援するため、指針の改訂が必要です。

- ◆ 誰もが、自分たちのまちは自分たちで「つくり」「そだて」「まもる」という視点に立ち、より一層活動に主体的に取り組み、対等な立場で協力・連携してまちづくりを進めていきましょう。

第2章 現状と課題

【阪南市】

<現状>

- ◆人口は、平成15(2003)年1月の60,015人をピークに減少傾向に転じています。内訳を見ると、平成12(2000)年を境に転入や転出という社会的要因による増減が先行して転出超過となり、平成17(2005)年以降は、出生や死亡という自然的要因による増減も減少に転じていることから、人口減少が加速化しています。
- ◆また、高齢化率は、平成29(2017)年で30.4%と約3.5人に1人が高齢者(65歳以上)となっており、令和6(2024)年には、35%を超えると予測されます。
- ◆財政状況では、少子高齢化、人口減少、公共施設、インフラの老朽化が進行する中、歳入については、主要な市税収入、地方交付税等の大幅な増額が見込めない状況です。一方、歳出は、人件費等は概ね横ばいであるものの、福祉・健康保険給付費、介護保険給付費等の社会保障関連経費は一貫して増加しています。

<課題>

- ◆転出にて減少した人口のUターン、都市部からの移住定住のIターン等を促進するとともに、市民全員が阪南市民であることに自信を持ち、つながることで、若年層の転出超過に歯止めを掛ける必要があります。
- ◆また、市内には市民公益活動団体等が数多く存在し、あらゆる分野において活発に活動されており、地域づくりのパートナーとしてますます公民をはじめとした多様な協働が求められます。
- ◆さまざまな情報を各主体と共有することやボランティアだけではなく、経済的にも自立し活動できる仕組みを構築する必要があります。
- ◆コロナ禍や災害時において、行政はもちろんのこと、自治会や市民公益活動団体、NPO法人など多様な主体が新たな活動様式を取り入れ、状況に応じた活動を行い、さらなる協働を促進することが期待されています。

【自治会】

<現状>

- ◆自分たちのまちは自分たちできれいにする主体的な考えのもと、例年、春に市内一斉の美化作業を実施、地域のコミュニティ形成や地域での親交を深めるため、夏祭りや防災訓練などを実施しています。
- ◆しかしながら、会議への出席による時間的拘束や、イベントについても若い世代の参加率が少ない状況にあり、担い手不足に苦慮しています。
- ◆加えて地域によっては住民の高齢化率の高い地域もあり、自治会の役員への負担による自治会脱会も見受けられます。

<課題>

- ◆他市町村においては、若い世代の参加を促すため、インターネットを利用した会議の開催や、イベント実施の際には親子で参加できるイベントを開催したりと、自治会加入率と担い手の両面から取り組みを進めている事例もあり、これまでの形に捉われない柔軟な発想と取り組みが必要となってきます。
- ◆また、自治会の取り巻く環境を踏まえたうえで、役員の負担軽減を検討していくなど、脱会を防ぐための取り組みも必要となっています。
- ◆高齢化率の高い地域においては、高齢になっても自治会に加入したり、イベントに参加したいと思えるような運営方法も求められます。

【市民公益活動団体】

<現状>

- ◆本市には、市民公益活動団体の登録制度があり、多くの団体が登録しています。それぞれの市民公益活動団体は、活発に活動を行っており、様々なイベントを開催しています。また、団体登録は行っていませんが、活動を行っている活動団体も多く存在しています。
- ◆また、阪南市市民活動センターを利用することで、特定非営利活動法人(NPO法人)等の組織の立ち上げができるなど、市民公益活動が生まれやすい環境があり、その活動の支援を行える体制が整っています。

<課題>

- ◆多くのイベントが各団体で行われているものの、団体同士が一緒にイベントを行うということが少ない状況にあります。そのイベントの周知方法についてもチラシの作成・配布のみであり、情報発信が少ないため、様々な媒体を利用した情報発信が必要となってきます。
- ◆また、新たな会員の獲得に苦慮している団体が多く、立ち上がっている活動の継続や発展が十分に進んでいない状況にあります。
- ◆活動団体には、阪南市市民活動センターを知らない団体も多く、活動や運営に関する疑問など、気軽に相談できる場所としての認知度の向上が求められます。

※市民公益活動団体・・・市民が自主的に、地域課題又は社会的課題の解決に取り組む、営利を目的としない公益な活動を行う団体

【市職員】

<現状>

- ◆市役所の各課に1名市民協働庁内推進委員を配置しており、協働についての知識や経験を深めるための研修を実施しています。なお、研修については、講座だけでなく市内で実際に活動されている活動団体の現場に伺い、体験を行う現場視察研修も取り入れています。
- ◆市民協働庁内推進委員においては、研修で知り得た知識等を課内で共有し、組織における協働に対する意識向上を図っています。

<課題>

- ◆ 普段の業務において、NPO法人や市民公益活動団体と関わる機会が無い部署もあり、関わる機会を創出するような仕組み作りが求められます。
- ◆ また、職員によっては、協働を行うことにより、業務量の増加につながるのではという消極的な意識もあり、意識改革も必要となっています。
- ◆ 市民協働庁内推進委員については各課1名となっていることから、課内や組織全体への波及効果を踏まえると、市民協働庁内推進委員だけでなく、他の職員に対しても更なる協働への関わりが求められます。

第3章 目指すべき協働

【協働の定義・考え方】

- ◆阪南市における協働とは、「市民が主体的に活動団体や事業者、企業等及び行政それぞれがお互いの持つ特性を生かし、支えあうパートナーとして、住み続けられるまちづくりを行っていく」ことです。
- ◆それらを促進するため、様々な活動を通じて、人や活動が「つなぐ・つながり」を生み出します。
- ◆そのつながりが、きめ細かな「網の目(ネットワーク)」を創造し、お互いさまのまちづくりにつながっていきます。

【協働の原則】

協働の効果をさらに高めるためには、関わる各主体がしっかりと話し合いをし、より良い関係性を築くことが重要となってきます。

そのためには、次の原則を踏まえて、取り組んでいきます。

◆情報共有 《情報は積極的に発信していこう！》

活動に関する情報や困りごと、やりたいことなどまちづくりに関する情報を発信して広く共有しましょう。

◆対等な関係 《同じ視線で、話し合おう！》

協働を行っていく上で、必ず同じ立場で意見が言える関係をつくりましょう。

◆相互理解 《長所、短所を認め合おう！》

誰にでも得意なことと苦手なことがあることを知りましょう。

◆相互補完 《困りごとは、助け合おう！》

困っていることや求めていることを共有し、多様な解決策を生み出しましょう。

◆自主性・自立性の尊重 《誰かに依存することなく、主体的に行動しよう！》

相手ばかりに頼ることなく自分で考え、取り組みについての意見をどんどん交換しましょう。

◆自律性の尊重 《互いにルールを守り、行動しよう！》

自分たちのルールだけでなく、相手のルールも尊重しましょう。

【協働の担い手・パートナー】

協働のまちづくりを進めていくためには、基盤である下記の担い手がまちづくりに参画し、それぞれの特性を活かして取り組みを進めることが重要です。

また、担い手がお互いをパートナーとして良好な関係を築き上げることにより、さらに効果的に協働を進めることができます。

『市民』

市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体

『自治会』

一定の区域内の住民等で構成された、地域住民等の福祉や振興の向上のため、活動する組織

『特定非営利活動法人(NPO法人)』

専門性を有し社会的課題の解決に取り組む、営利を目的としない公益な活動を行う団体

『市民公益活動団体』

市民が自主的に、地域課題又は社会的課題の解決に取り組む、営利を目的としない公益な活動を行う団体

『学校等』

小・中・高校及び大学

『事業者・企業等』

営利を目的として事業を行う個人経営、法人経営等の企業

『議会』

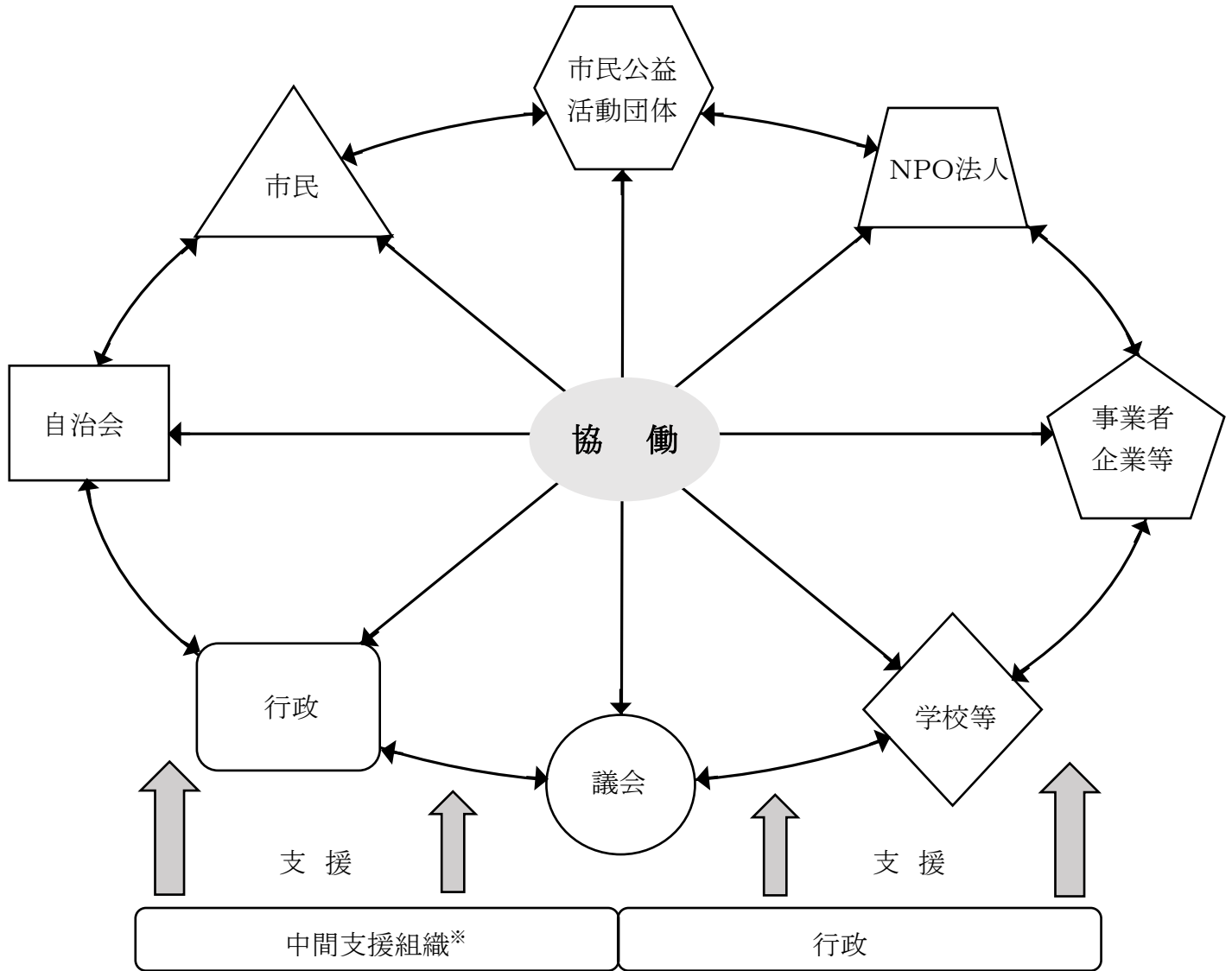
市民から選出された市民を代表する議員で構成され、行政が実施するサービスについて審議等を行う組織

『行政』

阪南市役所及び阪南市の地域社会に関係する公共機関

【協働のカタチ】

協働では、課題や取り組みに応じて柔軟なパートナーシップを築くことも大切です。



※中間支援組織

組織が持つノウハウやネットワーク情報等を活用し、市民と市民、市民と行政等の間に立って、中立的な立場から適切なコーディネートを行う組織。

具体例: 市民活動センター、社会福祉協議会など

第4章 協働によって期待される効果・成果

- ◆自分たちのまちは、自分たちで「つくり」・「そだて」・「まもる」という主体的な活動が行われる
⇒地域内の困りごとが解決でき、住みやすいまちになります。

- ◆地域内や団体内において、気軽に相談でき、困りごとを共有する(多様な人の関わり)
⇒様々な解決方法が生まれ、困りごとの共有ができ解決スピードが速くなります。

- ◆自分たちがまちづくりの主役になる
⇒できることから楽しみながら活動できます。

- ◆様々な団体(主体)が情報を発信し合う
⇒つながり(交流)が生まれ、輪(和)が生まれます。

第5章 協働を進めるための取り組み

第2章の各主体の「現状と課題」を踏まえ、協働のまちづくりを活発にし、広げていくためには、次の6つの取り組みが必要です。

◆知っていることや得意なことを発揮する（してもらおう）場を作っていこう。

⇒自身や周りの人たちが知識や能力、経験を活かしてさまざまな活動を行ったり、また、参加しやすくするためには、それを発揮できる環境作りが大切です。

例:消防職員のOBが自治会の防災講座で講師を務めた。
子ども会のイベントで団体にマジックを披露してもらった。

◆最大の情報発信の手段の一つである口コミを広げよう。

⇒自分の周りへ情報を発信することにより、そこから更に人から人へ情報が広がっていきます。まずは対話を始めることからスタートです。

例:面白そうなイベントと一緒にいこうと知人を誘った。
認知症予防講座で自分が学んだことを知人にも伝えた。

◆広く情報発信・収集を行っていくため、SNS*を活用していこう。

⇒いつでもどこでも最新の情報を、一度に多くの人に伝えることができるSNS。使い方を知りどんどん活用して慣れると、情報発信力が伸びていきます。

例:FaceBookに団体のイベント開催情報を掲載した。
LINEを使って次の企画の打ち合わせを行った。

※SNS・・・Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、ソーシャル(社会的な)ネットワーキング(繋がり・交流)を提供するサービス。

◆課題解決に向け気軽に相談できる場所を、伝えていこう。知ってもらおう。

⇒いつでも相談できる場所を多くの人に知ってもらうことで、誰でも気軽に利用でき、困っていることを抱え込まない環境が生まれます。それが課題解決の糸口につながります。

例:ボランティアなど新たに活動を始めたい人に社会福祉協議会を紹介した。
活動の中で困っている友人と市民活動センターを訪れた。

◆活動を行いたい人を手助けする仕組みや行いやすい環境を作っていこう。

⇒これから活動をしようとしている人や今、活動を行っている人が新たな取り組みを行うとき、活動を応援する仕組みや環境があることで、多くの協働が生まれやすくなります。

例: モーニングカフェを開催したい団体に空き家を貸した。
新たな活動を行う人にみんなで応援・手助けした。

◆阪南市のまちづくりをみんなが我が事として捉えていこう。

⇒まちづくりは、行政だけで担えるものでなく、市民等だけでも出来ないため、他人事と思わず、一人ひとりが協働の担い手となる事が大切です。

例: 近所の人たちに挨拶をしている。
週に一度、家の前を掃除している。

第6章 担い手の役割

第3章の「協働の原則」を踏まえた担い手の役割は以下のとおりです。

担い手がそれぞれの立場で得意なことを発揮することが、協働のまちづくりの推進につながります。

【みんなができること】

- ◆お互いが歩み寄りの姿勢を持ちましょう。
- ◆役割分担は固定せず、状況に応じて柔軟に見直しましょう。
- ◆協働のきっかけとして、出会いの場に参加し、つながりを広げましょう。
- ◆個人もしくは団体ならではの、得意なことを柔軟に活かしましょう。

【市民等ができること】

- <意識>自身がまちづくりに関わっているという意識を持ちましょう。
- <情報>様々な主体とつなげ・つながる、情報収集、発信、公開を行いましょう。
- <参加>地域活動や自らの能力を活かせる場へ積極的に参加しましょう。
- <コミュニティ>活動等を通じて、仲間を増やしつながりの輪を広げましょう。

【行政等ができること】

- <意識>協働への消極的な意識を積極的な意識へ変革しましょう。
- <情報>様々な主体とつなげ・つながる、情報収集、発信、公開を行いましょう。
- <参加>担い手の活動の把握や協働の種を拾うため、地域に出ていきましょう。
- <コミュニティ>協働を推進するため、各課連携して、取り組みましょう。

第7章 協働の手法

協働には以下の6つの手法があります。協働による効果を最大限に得られるようにするためには、最適な手法を選択することが大切です。また、その手法も固定するのではなく、協働を行っていくパートナーにより、柔軟に変えていく必要があります。

【補助金・助成金の交付等】

公益活動を行っている団体に対して、資金的支援を行うもの

【実行委員会等】

目的を達成するため、市民や行政など各主体が構成員となった実行委員会が主催となり事業を実施していくもの

【協力・共催】

複数の主体が、主催者となって役割分担を行い、事業を実施していくもの

【委託】

設定されている事業の目的や手法に基づき契約し、事業を実施していくもの

【後援】

他の主体が実施している事業に対し、団体の名義を提供し、事業の社会的信頼性が増すように支援していくもの

【市政への参画】

行政の政策の立案や見直しに関し、関わって行うもの

上記の6つの手法以外にも「情報提供や発信」、「備品の貸出」や「講師の派遣」など、多様な手法があります。

《参考》協働における各主体の関わり方の程度(協働の例)

団体Aと団体Bによる協働には、「団体Aが主体的に取り組み、団体Bが支援するもの」、「団体Bが主体的に取り組み、団体Aが支援するもの」、「団体Aと団体Bが共に主体的に取り組むもの」があります。

次の3つのパターンは、各主体の関わり方の程度ごとに考えられる、協働の手法を挙げたものです。

パターン① 市民×行政

行政が支援	両方が主体	市民が支援
(手法の例) ・後援 ・補助金 ・情報提供 ・備品の貸出 ・講師の派遣	(手法の例) ・事業協力 ・共催 ・実行委員会	(手法の例) ・審議会等への参画 ・委託

パターン② 市民公益活動団体×事業者・企業等

事業者・企業等が支援	両方が主体	活動団体が支援
(手法の例) ・助成金 ・物資の提供 ・活動の場の提供	(手法の例) ・事業協力 ・共催 ・実行	(手法の例) ・地域への情報発信

パターン③ 自治会×NPO法人

NPO法人が支援	両方が主体	自治会が支援
(手法の例) ・後援 ・助成金 ・情報提供 ・講師の派遣	(手法の例) ・事業協力 ・共催 ・実行委員会	(手法の例) ・地域への情報発信 ・活動の場の提供